

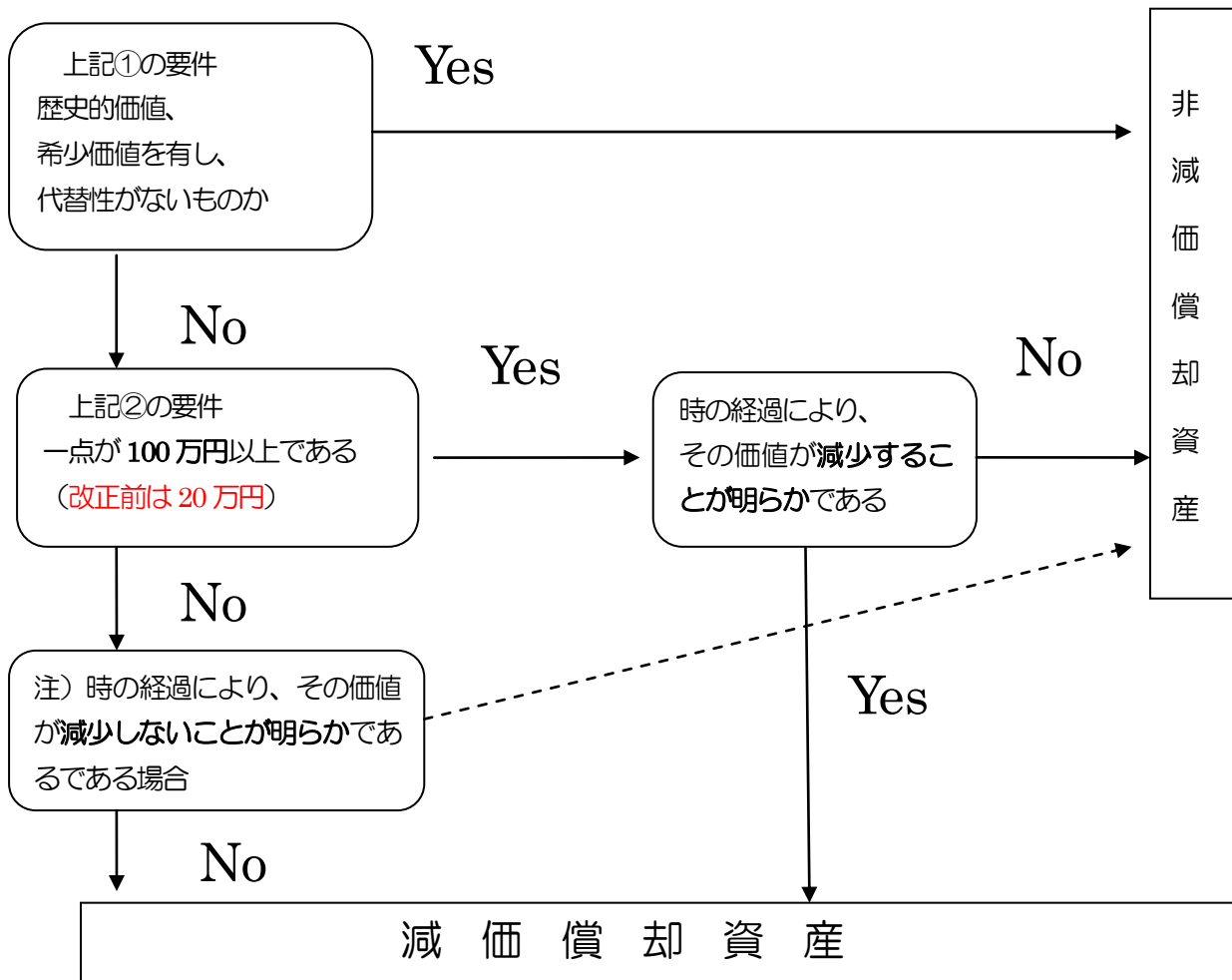
美術品等の減価償却費改正の取扱いについて

美術品等を会社のエントランスや応接室に飾っている場合がありますが、これらの美術品の取扱いについて、平成 27 年 1 月 1 日取得分から変更となっていますので、それ以前に取得した物も含めてまとめてみました。

1. そもそも減価償却資産として取り扱うことのできる美術品は？

以下の2つのどちらかに該当すると価値が減少しないもの、つまり、**非減価償却資産**となります。

- ① 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
- ② ①以外の美術品等で、取得価額が**1点 100 万円以上**であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。）



従前、美術品等については、書画骨董は原則、減価償却資産に該当せず、書画骨董に該当するかどうか不明な美術品等については、その取得価額が1点20万円（絵画は号2万円）未満のものは減価償却できるとされていました。

平成 27 年 1 月 1 日以後取得分の美術品等については、改正により、判定基準の金額が 20 万円未満から 100 万円に大きく見直されました。また、金額によらず、時の経過により価値が減少することが明らかであれば、減価償却資産となり、金額が 100 万円未満であっても価値が減少しないことが明らかである場合には、非減価償却資産として取り扱うこととして範囲の基準が示されました。（法基通 7-1-1）

2. 平成 27 年 1 月 1 日前に取得した美術品等のうち、減価償却資産とされたものの取扱

平成 27 年 1 月 1 日前に取得した美術品等でも、同日以後に最初に開始する事業年度（適用初年度）から減価償却資産に該当するものとしている場合には、減価償却が認められます。その場合の留意点は以下のとおりです。

- ① 減価償却できるのは、適用初年度からで、過年度分について一括で償却することはできません。
- ② 既存の美術品等の減価償却を行う場合には、本来の取得費と適用初年度開始の日のいずれかを取得日とすることができます。
- ③ ②の取得日の選択は、個々の美術等について有利判断を行い、選択することが可能です。
- ④ 適用初年度を取得日とした場合には、措置法 67 の 5 の少額特例の適用が可能です。

（例その 1）

旧定率法の適用時期に金属製の美術品等を 90 万円で取得した場合（H10 年 1 月 1 日取得）

① 本来の取得日を選択

1 年目： $900,000 \times 0.142 = 127,800$

② 適用初年度を取得日として選択

1 年目： $900,000 \times 0.133 = 119,700$

（例その 2）

250%定率法の適用時期に金属製の美術品等を 90 万円で取得した場合（H20 年 1 月 1 日取得）

① 本来の取得日を選択

1 年目： $900,000 \times 0.167 = 150,300$

② 適用初年度を取得日として選択

1 年目： $900,000 \times 0.133 = 119,700$

（例その 3）

旧定率法の適用時期に金属製以外の美術品等を 20 万円で取得した場合（H10 年 1 月 1 日取得）

① 本来の取得日を選択

1 年目： $200,000 \times 0.25 = 50,000$

② 適用初年度を取得日として選択

1 年目： $200,000 \times 0.25 = 50,000$

但し、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用をできる場合には、 $200,000 < 300,000$ で、年間 300 万円までは、全額を一括で損金処理することも可能です。

— 前提条件 —

- ・ 以上の例は、減価償却資産としての要件のすべてを満たし、1 年間を通じて所有しているものとします。
- ・ 適用初年度は平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度となります。
- ・ 美術品等の耐用年数は金属製で 15 年（金属製以外の場合は 8 年）です。
- ・ 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した場合で定率法を採用の場合は旧定率法での償却率となります。
- ・ 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合で定率法を採用した場合には 250%定率法となります。
- ・ 平成 24 年 4 月 1 日以後、減価償却資産を取得した場合に定率法を採用する場合には、200%定率法となります。

担当：松岡美津枝